令和4年第6回

柳川市農業委員会総会議事録

令和4年6月10日

柳川市農業委員会

第6回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年6月10日 午後2時00分~午後2時57分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 19名 欠席者 0名

推進委員出席者 19名 欠席者 0名

議 題 議案第28号

- 1. 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第29号
- 1. 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第30号
- 1. 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第31号
- 1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について 議案第32号
 - 1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

- 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
- 3. 農業用施設への転用届出書について
- 4. 農地への現況地目変更届について

その他

農業委員

出席委員(19名)

1番 山 田 善 治 3番 亀 﨑 忠 治

5番 古 賀 勝 次

7番 大 渕 秀 樹

9番藤木邦彦

11番 松 藤 政 義

13番 松 藤 和 彦

15番 河 口 隆 光

17番 阿志賀 一 喜

19番 松 藤 正 之

欠席委員(0名)

2番 髙 田 一 利

4番 吉 丸 隆 吉

6番 椛島 練二

8番 三小田 由 勝

10番 田 中 満 義

12番 松 藤 一 利

14番 島 添 茂 樹

16番 園 田 清 美

18番 鐘ケ江 ゆき子

推進委員

出席委員(19名)

龍 繁樹

藤 木 二三男

椛 島 一 晴

古賀宏義

櫻 木 利 和

髙 口 勇 晴

松 藤 稔

鶴田信行

三 浦 榮 一

江 口 克 子

欠席委員(0名)

藤吉利広

亀 﨑 壽 満

梅崎直祝

野 口 秀 一

米 田 秀 俊

平川貴大

浦 幸之助

原 壽利

吉 開 健

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

午後2時 開会

〇事務局長 (乗富和也君)

それでは、定刻になりましたので、第6回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。お願いします。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして会長が議長となりますので、松藤会 長、よろしくお願いいたします。

〇議長(松藤正之君)

皆さんこんにちは。今日は第6回柳川市農業委員会総会に御出席をいただきましてありが とうございます。

麦の収穫も終わりまして、今は田植えの準備で忙しい毎日を送ってあることと思います。 全国農業委員会会長の大会が東京で2日間行われて、私と乗富局長が出席いたしました。 昨年は残念ながらコロナの関係で中止になっておりましたけれども、今年はそういうことで 開催されました。

去る5月20日に参議院本会議で人・農地関連法が可決、成立をいたしております。それに 関する講演とか、それから決意表明等が2日間にわたって行われたわけでございます。

私がちょっと気になったところが二、三点ありましたので、皆さんたちに報告したいと思います。

まず1つは、人・農地に関する目標値等の素案の作成を来年の4月1日から2年間にかけて行っていくということです。具体的に言いますと、まず、農家の方の今後の意向を調査していって、その意向の結果を踏まえて、粗々の位置図の素案を作っていくというふうな内容でございます。

これを進めるためには、農業委員会事務局の体制強化、あるいは各関係行政機関といいますか、農業委員会が中心になって、例えば農政課とか、それからJAとか、あるいは土地改良とか、そういった関連の機関とお話をしながら、この素案づくりをしていくような形になってくるかと思います。これは2年間という期間がありますので、どういう形で進めていくかというのは、今後、また必要なときに情報が発信されると思いますので、皆さんたちの御協力をお願いしたいと思っております。

2つ目が、農地を取得するときに下限面積の要件というのが、皆さん御承知のようにあります。それが今回撤廃されます。これも具体的には、今後、国等からの情報が流れてくると 思いますので、それに従っての対応になるかというふうに思います。

3つ目が、これは今年に限ってということではございませんけれども、今まで毎年皆さんたちの農業委員、それから推進委員の活動の記録については、記入され、提出していただいておりました。昨年と今年はどう違うかといいますと、それぞれの農業委員会のほうで月の活動日数を設定してくださいということです。決意表明がありまして、1つが栃木県の足利市の農業委員会のほうから決意表明がありましたけれども、そこは、月の活動日数を13日ということで決意表明をされました。もう一つが、山口県の山陽小野田市というところは、月の平均活動日数を6日に設定をして活動していきますということでございます。いろいろ話を聞いてみますと、要は1分でも、20分でも、時間に関係なく活動をしたら、それに小まめに記録をしていって、それがひいては皆さんたちの活動の見える化につながっていくということでございます。

後ほどまた事務局長のほうから、柳川市としては目標日数をどういうふうにしていくかというふうなお話があると思いますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。 以上でございます。

本日の出席委員19名、定足数であります。また、19名の推進委員の方に御出席をいただいております。よって、ただいまから令和4年第6回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

〇事務局(田中道博君)

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

令和4年

第6回柳川市農業委員会総会議案

議案第28号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第30号

- 1. 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第31号
 - 1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第32号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

- 1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について
- 3. 農業用施設への転用届出書について
- 4. 農地への現況地目変更届について

その他

令和4年6月10日提出

柳川市農業委員会会長 松藤正之

以上です。

〇議長 (松藤正之君)

今回提案しております案件は、議案第28号から議案第32号までの5件と報告4件であります。

本日の議事録署名委員に、6番椛島練二委員、14番島添茂樹委員を指名いたします。

早速議案の審議に入ります。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

〇事務局(田中道博君)

議案書の2ページを御覧ください。

議案第28号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権(賃借権)を移転(設定)したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方同法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・田、面積937平米。自作。譲受人、○○。譲渡 人、○○。

申請番号2番、農地の所在、○○、地目・田、面積25平米、自作。譲受人、○○。譲渡 人、○○。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積994平米。自作。譲受人、○○。譲 渡人、○○。

申請番号4番、農地の所在、○○、地目・田、面積2,241平米、外1筆、合計4,324平米。自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,826平米、外6筆、合計17,946平米。自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号 6 番、農地の所在、○○、地目・田、面積2,799平米、外 1 筆、合計3,812平米。 自作。譲受人、○○。譲渡人、○○。

申請番号 7 番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,551平米、外 3 筆、合計3,781平米。 自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

〇事務局次長 (岡本斉直君)

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。

○○さんは、自己所有田を中間管理機構へ貸出ししており、下限面積を満たしませんでしたが、農政課で確認したところ、自ら耕作していることが確認できましたので、議案書には、 その耕作面積を記載しております。

代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、○○さんから、○○さんへ所有権移転・贈与を行うための申請です。

申請番号3番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は1筆で〇〇円。

申請番号4番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は2筆で○○円。

申請番号5番は、父親の○○さんから、子の○○さんへ所有権移転・贈与を行うための申 請です。

申請番号 6 番は、甥の○○さんから叔父の○○さんへ、所有権移転・贈与を行うための申 請です。

申請番号7番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有 権移転・売買を行うための申請です。

代金は4筆全てで○○千円。

以上、申請番号1番から7番は、議案書にありますとおり、農地法第3条第2項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

〇議長(松藤正之君)

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第28号について御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(松藤正之君)

賛成全員であります。よって、議案第28号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

〇事務局(田中道博君)

議案書の4ページを御覧ください。

議案第29号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、○○、地目・田、面積300平米。申請人、○○。転用目的、 一般住宅。

〇事務局次長 (岡本斉直君)

それでは、第4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、○○さんが自己用住宅を建設するための申請です。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分は、三橋庁舎から300メートル以内に位置するため、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

以上です。

〇議長(松藤正之君)

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第29号について、御質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(松藤正之君)

賛成全員であります。よって、議案第29号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

〇事務局 (田中道博君)

議案書の5ページを御覧ください。

議案第30号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権(賃借権)を移転(設定)したく、 農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議 する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図を一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積320平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積474平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号3番、農地の所在、○○、地目・畑、面積33平米。申請人、○○。相手方、○○。 転用目的、広告看板。

申請番号4番、農地の所在、○○、地目・田、面積246平米、外1筆、合計431平米。申請 人、○○。相手方、○○。転用目的、資材置場及び駐車場。 申請番号 5 番、農地の所在、○○、地目・田、面積642平米、外 1 筆、合計723平米。申請 人、○○。相手方、○○。転用目的、建売住宅。

議案書の6ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地目・畑、面積3.10平米、外1筆、合計8.93平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、通路用地。

申請番号 7 番、農地の所在、〇〇。地目・田。面積296平米、外 1 筆、合計1,591平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付売買住宅。

申請番号8番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,935平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、特定建築条件付売買住宅。

〇事務局次長 (岡本斉直君)

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、○○さんが自己用住宅を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で○○千円。

申請番号2番は、譲受人、○○さんが職員駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は賃貸借。賃料は年間で○○円。

申請番号3番は、譲受人、○○さんが自己用広告看板を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で○○円。

申請番号4番は、譲受人、○○さんが資材置場及び車両置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で○○円。

申請番号5番は、譲受人、○○さんが建売住宅3戸を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は2筆で○○千円。

申請番号6番は、譲受人、○○さんが、自己用住宅の通路を拡張するための申請です。

契約の種類は贈与。

申請番号7番は、譲受人、○○さんが、特定建築条件付売買住宅を5区画建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で○○円。

申請番号8番は、譲受人、○○さんが、特定建築条件付売買住宅を9区画建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で○○円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地区分はおおむね10~クタール以上の一団の農地であり、第1種農地と 判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は集落接続として設置されるため、転用 目的は問題ないと判断します。

申請番号2番、3番、6番、7番の農地区分はおおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、 第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。

申請番号4番、5番、8番の農地区分ですが、4番は徳益インターから300メートル以内のため、5番は西鉄矢加部駅から300メートル以内のため、8番は三橋庁舎から300メートル以内のため、いずれも第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと判断します。以上です。

〇議長(松藤正之君)

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第30号について、御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

〇8番(三小田由勝君)

7番と8番の特定建築条件付売買住宅、これはどういう内容ですか。私も聞き慣れんもので。

〇事務局(田中道博君)

注文住宅のことを、今、特定建築条件付売買というふうな形で言っていますね。

〇8番(三小田由勝君)

注文住宅という意味ですか。

〇事務局(田中道博君)

はい。

〇8番(三小田由勝君)

はい、分かりました。

〇議長(松藤正之君)

よろしいですか。

〇8番(三小田由勝君)

はい。

〇議長(松藤正之君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(松藤正之君)

ありがとうございます。全員であります。よって、議案第30号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第31号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

〇事務局(田中道博君)

議案書の7ページを御覧ください。

議案第31号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,530平米、外2筆。申出人、〇〇。 理由、経営縮小のため。

受理番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,173平米、外1筆。申出人、〇〇。 理由、経営縮小のため。

受理番号3番、農地の所在、○○、地目・田、面積1,658平米。申出人、○○。理由、経 営縮小のため。 受理番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,494平米、外1筆。申出人、〇〇。 理由、離農のため。

以上です。

〇議長(松藤正之君)

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番から3番は柳川地区、4番は昭代地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

お諮りいたします。

議案第31号の申請番号1番から3番は、推進委員の龍繁樹委員、藤吉利広委員、申請番号4番は、推進委員の椛島一晴委員、梅﨑直祝委員、古賀宏義委員を指名することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの5名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

〇議長(松藤正之君)

全員賛成であります。よって、議案第31号については、先ほどの5名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第32号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

〇事務局 (田中道博君)

議案第32号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の1枚つづり、農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転 関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年6月13日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積12,075平米、 筆数8筆。売り手4名、買い手4名。

続きまして、裏面を御覧ください。

各筆明細、所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況・田。面積1,692平米。所有権を移転する者(売り手)、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和4年6月24日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会、本所普通口座。所有権の移転を受ける者(買い手)、住所、〇〇。氏名、〇〇、外5件となっております。

続きまして、A4サイズ5枚、A3サイズ7枚の別紙の農用地利用集積事業公告概要表の利用権設定関係を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和4年6月13日。

1. 利用権設定関係。こちらにつきましては、合計の分のみを朗読させていただきますので、No. 9/9ページを御覧ください。

合計、存続期間、始期、令和4年6月15日。利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。 地目・田。対象作物、水稲・麦・大豆。面積、1,527,969.67平米。筆数、984筆。関係農家 数、貸し手、419戸。借り手、372戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、ハウス。面積、13,547平米。筆数、6筆。貸し手、6戸。借り手、2戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、露地野菜。面積、 14,318平米。筆数、8筆。貸し手、5戸。借り手、4戸。 利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、園芸。面積、7,511 平米。筆数、4筆。貸し手、2戸。借り手、2戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、養魚場。面積、8,213 平米。筆数、6筆。貸し手、2戸。借り手、1戸。

利用権の種類、賃借権。通年期間借地、通年。地目・畑。対象作物、水稲・麦・大豆。面積、10,239.19平米。筆数、10筆。貸し手、7戸。借り手、7戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、水稲・麦・大豆。面積、107,643.06平米。筆数、83。貸し手、31戸。借り手、26戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目・田。対象作物、ハウス。面積、7,281平米。筆数、2筆。貸し手、1戸。借り手、1戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目・畑。対象作物、水稲・麦・大豆。面積、542平米。筆数、1筆。貸し手、1戸。借り手、1戸。

利用権の種類、使用貸借。通年期間借地、通年。地目・宅地。対象作物、水稲・麦・大豆。面積、59平米。筆数、1筆。貸し手、1戸。借り手、1戸。

合計面積、1,697,322.92平米。筆数1,105筆。合計貸し手、475戸。合計借り手、417戸。 詳細につきましては、別紙のA3サイズの各筆明細のほうを後ほど各自で御確認をお願い いたします。

以上、今回付議されました農用地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

〇議長(松藤正之君)

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第32号について御意見、御質問はありませんか。はい、どうぞ。

〇9番 (藤木邦彦君)

賃借料の件ですけど、市が14千円ですかね。これの見直しとかはあるんですか。

〇事務局(田中道博君)

ちなみに、前年の賃料の平均を出しています。

〇事務局長 (乗富和也君)

補足させていただきますと、前の年の1年間に出てきた貸し借り、賃料を相対の全部拾い上げまして、それの平均値で出しているのが13千円ぐらいですかね。だから、見直すとかというわけではなくて、一応前年の賃料を平均で出すとこういう状況でしたということでお示しをしている状況でございます。

〇9番 (藤木邦彦君)

なら個人同士の話で、この平均が14千円と。

〇事務局長 (乗富和也君)

はいそうです。おっしゃるとおり中身には幅がいろいろございますので、あくまでも平均 を出したらその金額ということで、金額については当然お互いで決めていただいておるのが 現状でございます。

〇9番 (藤木邦彦君)

はい、分かりました。

〇議長(松藤正之君)

ほかにございませんか。はい。

〇1番(山田善治君)

この8番目の養魚場というのは、これは後から田んなかとかなんとかされんめえだ。養魚場をして後からやめたって。

〇事務局長 (乗富和也君)

私も周囲をブロックで高めてあって、そういうふうな現状は見たことはあります。それで、 周囲を例えばブロックで囲んで、底地の部分は当初の田面のままを利用されているとか、 そういった例もあるのかなというふうに思っております。

〇8番(三小田由勝君)

そういうふうにするということは、隣の田んぼに許可とかは要らんとですかね。

〇事務局長 (乗富和也君)

これがちょっと基盤法の中でそういう設定ができるという扱いになっているんだろうと思いますけれども、そこら辺は、これは恐らく今までも現状はそれで、利用権の期限が切れるに当たっての更新の分だろうと思うんですよ。それで、一番最初の取っかかりのときにはその辺はやはり付近の方とよくやり取りをされた上でだろうと思っております。

〇議長(松藤正之君)

亀﨑委員どうぞ。

〇(亀﨑壽満君)

今のと関連ですが、現状が地目が田に対して養魚場の現状ということでしょう。

〇事務局長 (乗富和也君)

そうです。

〇(亀﨑壽満君)

それは、農地の目的外利用じゃないですか。

〇事務局長 (乗富和也君)

すみません、ちょっとこちらの所管外と言うといけませんが、要するに、この利用権の貸し借り設定というのが、農業経営基盤強化法の中で位置づけられている制度に乗っての上のものですので、恐らく農政課のほうでそれを受付審査をする段階において、一応法的には大丈夫だという流れの下できている分だと思います。

〇(亀﨑壽満君)

水田を、その漁業関係の用地として使うことについては合法だということで市のほうは結 論が出ていると理解していいですかね。

〇事務局長 (乗富和也君)

そうですね。一応、法制度ではそれが可能だということで今までもきているんだろうと 思っております。

〇(亀﨑壽満君)

以後も似たような事例のときは認めていただくという理解でいいですね。

〇事務局長 (乗富和也君)

ちょっと私が即答はできませんけど、恐らくそうだろうというふうに思っております。 すみません。

〇(亀﨑壽満君)

はい、分かりました。

〇議長(松藤正之君)

三小田委員、それから山田委員、それから亀崎委員のほうから御質問がありましたけれど も、それの現状調査といいますか、実態調査をやっていただいて、再度、来月の総会のとき に状況を確認して、はっきりしたお返事をいただくような形でよろしゅうございましょうか。 [「はい」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松藤正之君)

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

〇議長(松藤正之君)

賛成多数であります。よって、議案第32号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

そして、全員賛成ではございませんでしたので、それも先ほど申し上げましたように、 来月、農政課と協議の上、返答していただくということで御理解いただきたいと思います。 最後に、報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

〇事務局(田中道博君)

議案書の9ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月24日。農地の所在、○○、地目・田、面積803平 米、外2筆、合計3,143平米。賃貸人、○○。賃借人、○○。適用条項、農地法第18条第6 項の規定による通知。

以上、外36件です。

続きまして、議案書の15ページ、下段を御覧ください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月10日。農地の所在、○○、地目・田、面積2,828 平米。賃貸人、○○。賃借人、○○。適用条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備 考、離作料なし。

外5件です。

続きまして、16ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年4月1日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,901平 米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。適用条項、農地法第3条許可に伴う使用貸借権設定 解約。備考、解約日、令和4年6月14日。

外16件です。

続きまして、議案書の19ページを御覧ください。

農地中間管理機構に貸し付けるための解約。

受理番号1番、受理月日、令和4年3月10日。○○、地目・田、面積1,570平米。使用貸人、○○。使用借人、○○。適用条項、利用権使用貸借に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、令和4年6月9日。

外2件です。

続きまして、議案書の20ページを御覧ください。

報 告

3. 農業用施設への転用届出書について,

下記農地について、農業用施設(転用面積200㎡未満)への転用届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年4月26日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積834平米のうち174.8平米。届出者、〇〇。所有面積12,517平米。備考、農業用資材置場。

報 告

4. 農地への現況地目変更届について

下記農地について、農地への現況地目変更届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和4年5月2日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,178 平米。届出者、〇〇。現状に至る経緯、利用状況、現在は農地(畑)として利用しています ので届出ます。

報告は以上です。

〇議長(松藤正之君)

以上で議案及び報告全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いします。

〇事務局長 (乗富和也君)

それでは、申し上げます。

連絡事項は2点でございます。

まず1点目ですけれども、先ほどのあっせん委員に指名されました5名の委員さんには、 後ほど資料をお渡しいたしますので、よろしくお願いします。

それと2点目が、次回、7月の総会でございます。

次回の総会は7月8日金曜日の午後2時から、こちらの大和庁舎で開催しますので、よろ しくお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

〇議長(松藤正之君)

これをもちまして、令和4年第6回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時55分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月10日

柳川市農業委員会会長 松藤正之

会議録署名委員 椛島練二

ル 島 添 茂 樹